

根室市の地域医療を守り育てる条例

「根室市の地域医療を守り育てる条例」が平成28年4月1日より施行されました。



根室市の地域医療を守り育てる条例とは



根室市の地域医療環境は、医師をはじめとした、看護師、薬剤師など医療従事者不足による確保対策等、さまざまな諸課題を抱えている状況にあります。

将来にわたり住み慣れた街で高齢者から子供まで安心して医療を受け続けられる環境を守ることは、私たちの願いであります。そのためにも、“今わたしたちにできることは何か”を考え、市民、医療機関、医療従事者及び市がそれぞれの立場で地域医療を守り育てるために共に支え合い、協力し合う環境づくりを推進することを目的に制定されました。



一人ひとりの思いやりが地域医療を守り育てる力に変わります！！



◆市民の役割◆

- ・かかりつけ医を持ちましょう。
- ・急を要する場合を除き、診療時間内に受診するよう心掛けましょう。
- ・信頼と感謝の気持ちをもって、受診するよう心掛けましょう。
- ・日頃から自己の健康管理に努め、積極的に各種検診等を受診しましょう。



◆医療機関・医療従事者の役割◆

- ・地域医療体制の確保に努めましょう。
- ・医師をはじめとした医療の担い手の確保、育成に努めましょう。
- ・地域医療の向上に努めましょう。
- ・患者に分かりやすい説明と情報提供に心掛けましょう。
- ・患者との信頼関係の醸成に努めましょう。

◆市の役割◆

- ・救急医療体制の整備に努めます。
- ・地域医療に関する情報提供に努めます。
- ・地域医療の担い手の育成支援、確保に努めます。
- ・市民の健康増進に必要な施策を推進します。



地域医療を守るため、この条例の趣旨をご理解いただき、皆様のご協力をお願いいたします。
※条例の詳細については、市役所HPをご覧ください。<http://www.city.nemuro.hokkaido.jp>

